

# 事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	障がい者相談支援事業			事業コード	0393
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	相談支援係
課長名	晴山 陽夫	担当者名	古谷 美由紀	内線番号	2513
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目 障がい者相談支援事業 (001-09)			
特記事項	障がい者の社会生活を高めるために、各種相談支援を行う。			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 18 年度	
根拠法令等	障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日付で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へ改正）			

### (2) 事務事業の概要

障がい者の社会生活を高めるために、各種相談支援を行う。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

身体障がい者に対する相談支援事業は平成 9 年度から実施。その他の障がいについては、障害者自立支援法施行に伴い、平成 18 年 10 月から身体障害者相談事業も含めて盛岡広域圏で実施することとなった。また、市民の身近な場所に相談窓口を設置し、障がい者の地域生活の実現に向けた体制を確立するため、身体障害者福祉法 12 条の 3、知的障害者福祉法 15 条の 2 に基づいて、障害者相談員を配置している。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 18 年度、障害者自立支援法施行後、本事業において障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行い、相談者も年々増加していた。平成 20 年度からは、地域生活支援事業の中の地域活動支援センター I 型事業として相談事業も行われるようになり、更に充実したサービスが提供可能となった。また、平成 24 年 4 月から相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会を法律上位置づける、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）と支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大となった。

平成 26 年度相談支援事業での相談者数実人員は前年度比 108 件、相談者数（述べ）は 783 件増加し平年並みとなった。サービス等利用計画作成のための計画相談支援件数は本事業の相談者数には入っていない。平成 25 年度に相談者数が減少した原因は、相談支援事業を担う事業所がサービス等利用計画案作成のための計画相談支援も実施しているため、相談支援事業そのものの件

数が表れにくかったものと思われる。平成 26 年度になって指定特定相談支援事業所が増え、計画相談支援が各事業所で実施されるようになり、相談支援事業所が通常の相談支援として実施できつつあるため相談者数が平年並みに戻ったものと思われる。依然として相談支援専門員が不足していることは否めない現状がある。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) . . . . .

### (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

地域において生活支援が必要な障がいのある人やその家族。

### (2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 障がいのある人の数	人	16,726	17,623	18,578	19,042	19,038
B						
C						

### (3) 26 年度に実施した主な活動・手順

盛岡広域圏で 4 ヶ所の事業者に委託し、在宅福祉サービス利用の援助、社会資源の活用など相談支援を総合的に行った。

### (4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 利用者の実人員	人	574	505	460	650	568
B 利用者の延べ人員	人	5,956	6,357	5,545	6,922	6,328
C						

### (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

障がいのある人や家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

### (6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 利用者の実人員	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	人	574	505	460	650	568
B 利用者の延べ人員	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	人	5,956	6,357	5,545	6,922	6,328
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

## (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度計画	26年度実績
事業費	①	千円	0	0	0	0	
	②県	千円	0	0	0	0	
	③地方債	千円	0	0	0	0	
	④一般財源	千円	33,706	33,809	33,912	33,996	33,996
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0	
	A 小計 ①～⑤	千円	33,706	33,809	33,912	33,996	3,3996
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	120	120	120	120	120
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	480	480	480	480	480
計	トータルコスト A+B	千円	34,186	34,409	34,512	34,596	34,596

## 3 事務事業の評価 (See) . . . . .

### (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

#### ① 施策体系との整合性

施策の柱である「いきいきとして安心できる暮らし」に結びついている。

#### ② 市の関与の妥当性

法定事務である。

#### ③ 対象の妥当性

法定事務である。

#### ④ 廃止・休止の影響

障がい者自立のための相談支援体制が脆弱となり障がい者の地域移行・就労支援などが困難になる。

### (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

相談件数を増やすことだけでなく、相談支援の質を向上させることにより、社会参加できる障がい者数が増加すると思われる。

### (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

4ヶ所の相談支援事業所は、どの障がい種別についても相談支援を行っており、受益機会は公平である。

### (4) 効率性評価

相談者数の増加や相談内容が複雑多岐にわたってきており、委託料の大半をしめている相談支援専門委員の人件費をこれ以上の削減は困難である。

## 4 事務事業の改革案 (Plan) . . . . .

### (1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策 (推進項目)	障がい者福祉サービスの充実	コード	2

### (2) 改革改善の方向性

平成 24 年 4 月より相談支援の充実 (相談支援体制の強化・支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大) について示されているが、それにより基本相談に対応する相談支援専門員等の体制がと整わない現状がある。他機関や他市町村との連携を図っていきながら、体制を整える必要がある。また、委託料の算定基準については、自立支援協議会において今後も検討予定。

### (3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

委託料の算定基準を明確化する必要があるが、これまでの委託経緯や委託先の体制、相談者数だけでは計れない業務量の多さなど課題も多い。

## 5 課長意見 . . . . .

### (1) 今後の方向性

- 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

障がい者の支援を行うための最も基本的な事業であり、現在は広域市町村が共同で事業を委託している。今後の相談支援については、盛岡広域圏障害者自立支援協議会での協議や国の制度改正に対応しながら、相談支援体制の改善を図っていくとともに基幹相談支援センターの設置を検討する。